

医療保人社団やなかクリニック 訪問看護ステーションやなか 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団やなかクリニックが開設する、訪問看護ステーションやなか（以下「訪問看護ステーション」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め訪問看護ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要支援状態又は、要介護状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた高齢者に対し、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供し在宅療養生活が円滑に継続できるよう、家族と共に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護ステーションの看護師等は、要支援状態・要介護状態の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

事業の実施に当たっては、訪問看護ステーションを中心として、宝塚市医師会・西宮市医師会や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係行政機関及び地域の保健所・医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2 前項のほか「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、事業所の看護師等によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションやなか
- (2) 所在地 宝塚市川面4丁目10番26号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（看護師兼務・常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護師 2.5名以上（うち1名管理者兼務）

看護師は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に当たる。

(3) 理学療法士・作業療法士等 必要に応じて配置

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

※③上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

① 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載。

(サービス内容)

- ・ 病状・障害の観察
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事及び排他等日常生活の世話
- ・ 褥瘡（床ずれ）の予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症及び癌患者の看護
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ カテーテル等の管理
- ・ その他医師の指示に基づく指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）
- ・ 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用料)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担金額分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担金額分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 事業所から片道 10 キロメートル以上 500 円

4 キャンセルの連絡がなく利用予定日の訪問時に不在の場合は、キャンセル料として 1,000 円を徴収する。

5 死後の処置を実施したときは、処置料として 15,000 円を徴収する。

6 第3項、第4項、第5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、別表1のとおりとする。

（衛生管理等）

第10条 看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他の急変事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じると共に管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の

防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 事業者は、全国の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

(苦情処理)

第12条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は提供した指定訪問（指定介護予防訪問看護）に関し、法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止、身体拘束に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

4 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、多職種などと話し合いを行い、身体拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 事業者は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第17条 事業所は、その提供する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。

- 4 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団やなかクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第19条 事業者は、その運営において暴力団等の支配をうけてはならない。

（附 則）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表 1

通常に事業の実施地域	
宝塚市	全域（下記町名を除く） 新明和町・高司・仁川旭ガ丘・仁川うぐいす台・仁川北・仁川台・ 仁川高台・仁川高丸・仁川団地・仁川月見ガ丘・仁川宮西町・仁川清風台・ 美幸町・ゆずり葉台・平井・南ひばりガ丘・山本野里・山本東・山本丸橋・ 山本南・口谷西・口谷東・長尾台・花屋敷荘園・花屋敷つつじガ丘・花屋敷 松ガ丘・花屋敷緑ガ丘・雲雀丘・雲雀丘山手・平井山荘・ふじガ丘・山手台 西・山手台東・中筋字長尾山9番地・切畑字長尾山・上佐曾利・下佐曾利・ 香合新田・長谷・芝辻新田・大原野・波豆・境野・玉瀬・切畑
西宮市	生瀬東町・生瀬武庫川町・生瀬高台・生瀬町1～2丁目・青葉台・清瀬台
※その他の地域については要相談	